

環境保全型農業直接支払制度に関する 第三者委員会（第3期）の進め方（案）

令和 7 年 8 月

農林水産省

1. 第三者委員会による点検・評価

- 国及び都道府県は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置。
- 国は、都道府県の中立的な第三者機関における事業の評価の報告を受け、国の第三者委員会において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施。

交付等要綱

第6 実施体制

- 1 国は（略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は（略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

実施要領

第15 第三者機関

要綱第6の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。（略）

第16 事業の評価

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告することとする。
- 3 農産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。

国

第三者委員会

交付状況の点検

取組面積、取組件数等を点検

事業の評価（中間年評価・最終評価）

農業生産活動の進捗状況
地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果

※ 交付金の交付実績、アンケート調査や現地調査結果、各都道府県の評価結果等により把握

等を検討して
事業の評価を実施

評価結果
を報告

都道府県

中立的な第三者機関

交付状況の点検

取組面積、取組件数等を点検

事業の評価 （中間年評価・最終評価）

2. 第三者委員会（第3期）における評価の視点（案）

1 施策の点検

交付金の交付実績等により農業生産活動の進捗状況を把握し、環境保全型農業の普及推進に対する本事業の効果を評価

評価の視点

- ・ 実施市町村数は増加しているか
- ・ 実施件数は増加しているか
- ・ 実施面積は増加しているか 等

2 効果の評価

地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果を検討し、環境保全効果の発揮に対する本事業の効果を評価

評価の視点

- ・ 地球温暖化防止に効果があったか
- ・ 生物多様性保全に効果があったか 等

3 制度の現状・課題整理

環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や上記の評価等を踏まえ、制度の現状や課題を整理

▶ **新たな環境直接支払交付金の創設に繋げる**

○ 第3期点検・評価のスケジュール（案）

- 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の本交付金制度を見直し、みどりの食料システム法認定農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとする方向で検討中。
- 令和7年度に国の第三者委員会で環境保全効果の評価方法の検討を実施。また、現行の本交付金制度の最終評価や新たな環境直接支払交付金の創設に繋げるため、令和7年度中に、現行の本交付金制度の現状・課題整理を実施。
- 令和8年度中に国の最終評価骨子を作成することとし、令和8年度の取組実績が取りまとまる令和9年秋頃に、都道府県の最終評価等を踏まえて国の最終評価を取りまとめ。

